平成２５年（フ）第３２９号
相模原市緑区二本松３丁目11番６号　セジュールプラムＡ201号
債務者　佐藤　幹夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５６号
静岡県沼津市下香貫塩満1804番地の２　後藤借家
債務者　金子　利夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８２７号
大阪府富田林市甲田３丁目８番７号
債務者　西岡工業こと　西岡　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３４号
大阪府松原市新堂３丁目293番地の１　Ｂ棟103号
債務者　真銅こと　眞銅佐代子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８７８号
大阪府柏原市本郷５丁目１番45号
債務者　蓬莱谷至智
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８１号
堺市堺区南島町２丁59番地
債務者　太田　純子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９６号
大阪府富田林市甲田１丁目４番27号　Ａ―202
債務者　岩本しず子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市字国場370番地　丸嘉アパート102
債務者　川前　朝子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７３４号
東京都昭島市武蔵野３丁目２番13―407号
債務者　岩崎いち子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５６号
東京都青梅市藤橋２丁目503番地の３
債務者　中山とみこ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７９９号
東京都町田市上小山田町3028番地18
債務者　日野　雅登
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８５２号
東京都三鷹市上連雀６丁目５番10号ハイツ・ユー202
債務者　平林　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
栃木県足利市大前町1342番地２
債務者　岸田　いく
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８４８号
東京都八王子市片倉町40番地１ハイム片倉Ⅱ　Ｃ号
債務者　強矢　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
栃木県佐野市関川町840番地　米山市営住宅５―202
債務者　岡本　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８０３号
東京都府中市本宿町１丁目３番地の３いなりコーポ101
債務者　中尾　高典
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部